

平成26年会社法改正に伴う上場制度の整備について

平成27年 2月25日

株式会社名古屋証券取引所

I. 趣 旨

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号。以下「会社法改正法」といいます。）において、特別支配株主の株式等売渡請求制度が導入されるほか、社外取締役や社外監査役の社外性要件の一部緩和が行われることなどを踏まえ、適時開示事由の見直しを行うなど所要の制度整備を行います。

II. 概 要

項 目	内 容	備 考
1. 特別支配株主の株式等売渡請求制度の新設に伴う制度整備 (1) 適時開示事由の追加	<ul style="list-style-type: none">特別支配株主の株式等売渡請求に関し、以下の場合に適時開示を求めます。<ul style="list-style-type: none">①上場会社の業務執行を決定する機関が株式等売渡請求の承認を行うことについて決定（承認しない決定を含む。）した場合②特別支配株主が上場会社に係る株式等売渡請求を行うことについての決定をした事実又は当該特別支配株主が当該決定に係る株式等売渡請求を行わないことを決定した事実が発生した場合	
(2) 上場廃止基準の追加	<ul style="list-style-type: none">特別支配株主が株式の全部を取得する場合には、当該上場株券等の上場を廃止するものとします。	<ul style="list-style-type: none">全部取得条項付種類株式を利用した少数株主のキャッシュアウトの場合と同様、取得日の3日前（休業日を除く。）の日を上場廃止日とします。
2. 独立役員の独立性に関する開示の見直し	<ul style="list-style-type: none">10年以上前に上場会社又はその子会社の業務執行者であった者について、独立役員に指定できることとし、指定する場合には、その旨及びその概要の開示を求めます。	<ul style="list-style-type: none">会社法改正法によって社外性が認められることとなった類型に属する者を独立役員として指定する場合の取扱いを定めるものです。

項 目	内 容	備 考
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 10年間が経過すれば会社との関係が希薄となり社外役員の機能を実効的に果たすことが期待できるとして社外性を認めることとした会社法改正法を踏まえ、そうした者の独立性も認めることとします。 この場合、過去に上場会社又はその子会社の業務執行者であった者については、状況によっては投資家はその独立性を懸念する場合もあり得ることから、投資家の判断に資するよう、10年間が経過した後もその旨と概要の開示を求めることとします。 ・ 「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」が平成26年12月17日付で公表した「コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方（案）」では、金融商品取引所が定める独立性基準やこれに関する開示基準について、今後の状況の進展等を踏まえつつ、金融商品取引所において、必要に応じ、適切な検討が行われることを期待する旨の提言がなされています。かかる提言を踏まえた見直しの検討は、別途行います。
3. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他所要の改正を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社が置くべき機関として、既存の監査役会又は指名委員会等に加え、監査等委員会を追加する等の改正を行います。

Ⅲ. 実施時期（予定）

- ・ 会社法改正法の施行の日から実施します。

以 上